



児童手当における寡婦(夫)控除のみなし適用が開始

児童手当は、0歳から中学校修了までのお子さんを養育している方に支給する制度です。地方税法上の寡婦(夫)控除が適用されない未婚のひとり親のうち、以下の要件を満たす場合について、児童手当の所得制限の判定に係る所得の額の算定において、寡婦(夫)控除を適用することとなりました。

要件／①婚姻によらないで母となった女性で、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない方のうち、扶養親族又は生計を一にする子（他者の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない方で、前年の総所得金額等が38万円以下であることを有する）②婚姻によらないで父となった男性で、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない方のうち、生計を一にする子（他者の控除対象配偶者又は扶養親族となっていない方で、前年の総所得金額等が38万円以下であることを有

し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下
控除額／27万円（①のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の場合には35万円）

注意／寡婦(夫)控除のみなし適用を行う前の児童手当の支給に係る所得の額が所得制限限度額未満で、児童手当が支給される場合は、寡婦(夫)控除のみなし適用を行っても児童手当の支給額は変わりません

申込み／適用を受ける際に必要なものなど、詳細はお問い合わせください

児童扶養手当 現況届の提出を忘れずに

対象の方には案内を郵送しましたので、8月中に現況届をこども未来課又は両支所福祉グループに提出してください。なお、下表のとおり支給額を判定する所得制限額が一部変更となっています。

扶養人数	本人			扶養義務者等
	全部支給		一部支給	
	30年7月まで	30年8月から		
0人	190,000円	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	570,000円	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	950,000円	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,330,000円	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	1,710,000円	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円

注意／提出が遅れると手当の支給が遅れる場合があります

～青少年子育てふれあい体験事業～

乳幼児の親子・サポートスタッフのボランティアを募集

中学生が親子とのふれあいを通して、命の大切さや親への感謝の気持ち、親になることの責任について考えてもらうきっかけとなる事業です。未来のママ・パパになる中学生に「育児の楽しさ」を伝えてください。

とき・ところ／10月3日(水)=吹上北中学校、10月30日(火)=鴻巣南中学校 ※時間はいずれも10時45分から1時間程度

対象／①0～3歳前後の乳幼児と保護者
②サポートスタッフ（育児・子育て支援経験者等）

内容／①中学生にお子さんの抱っこ等を体験してもらう他、保護者の方から子育ての楽しさや苦勞を話してもらいます ②中学生と親子の間に入り、赤ちゃんとのふれあい方等をサポート

申込み・問い合わせ／電話でこども未来課子育て支援担当（内線2634・2635）

